

令和7年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

■日時：令和7年7月4日（木） 午前10時

■場所：府中駅北第2庁舎 3階会議室

■出席者：

<委員>

曾根直樹、北條正志、高橋 史、中川さゆり、高橋美佳、長崎昌尚、安岡圭子、吉井康之、永井雅之、山口真佐子、星 千賢、石川 謙一、恩田興一、寺澤元一、岡本直樹

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課子ども発達支援センター所長、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査4名、障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：なし

■議事：

1. 前回の会議録について 【資料1】
2. 障害者計画の進行管理及び重点施策について 【前回資料3・4】
3. 府中市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の進行管理及び成果目標について 【前回資料5・6】
4. その他

■資料：

【事前配付資料】

資料1 令和6年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市障害者計画、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の進行管理表（資料2-1から資料2-4まで）

資料3 事前質問シート

資料4 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の進行管理表のまとめ

【当日配付資料】

席次表

委員名簿

※修正版※令和6年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

※修正版※資料 2 - 1 障害者計画進行管理表

※回答済※資料 3 事前質問シート

アンケート調査項目（案）

議事

■曾根会長

それでは、定刻となりましたので、第 1 回府中市障害者計画推進協議会をはじめます。本日の会議ですが、概ね 2 時間程度を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。はじめに、出席者の皆様について、事務局から報告をお願いいたします。

■事務局

障害者福祉課課長補佐の河野と申します。

本日の委員の出席状況ですが、18 名中 15 名にご出席いただいております。本協議会規則第 4 条第 2 項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。

なお、今年度、府中公共職業安定所の戸嶋委員が篠田委員へ変更となりました。なお、本日は、ご欠席との連絡をいただいております。また、今年度より障害福祉計画（第 8 期）・障害児福祉計画（第 4 期）策定に向け業務委託事業者の株式会社生活構造研究所より、柏木様、平尾様にもご出席いただいております。以上でございます。

■曾根会長

ありがとうございます。

次に、今年度事務局においても人事異動により職員に多数変更があったとのことですので、事務局より自己紹介をお願いいたします。

■事務局

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課生活係長、基幹相談支援担当田中主査、障害者福祉課給付係後藤係長、身体的サービス支援担当南山主査、地域福祉推進課長、障害者福祉課課長補佐の順に紹介

■曾根会長

ありがとうございます。次に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

■事務局

それでは資料の確認をさせていただきます。まず、事前に皆さまに送付しております資料が、7点ございまして、資料1 令和6年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）、資料2-1 障害者計画進行管理一覧表、資料2-2 障害（児）福祉計画進行管理一覧表、資料2-3 障害者計画進行管理一覧表重点施策の進捗状況、資料2-4 障害（児）福祉計画成果目標、資料3 事前質問シート、資料4 障害者計画進行管理一覧表まとめとなります。そのほか、本日机上に、次第、席次表、委員名簿、修正版資料1 令和6年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）、修正版資料2-1 障害者計画進行管理表、回答済資料3 事前質問シート、アンケート調査項目（案）を置かせていただいております。

また、今回、障害者計画の冊子（青色）と障害福祉計画・障害児福祉計画の冊子（黄色）を使用いたしますが、皆様お持ちでしょうか。お持ちでない場合は、挙手にてお知らせください。資料の確認につきましては、以上でございます。

■曾根会長

それでは、議事に入ります。

議事の1、「前回の会議録について」、事務局から説明をお願いします。

■事務局

資料1「第3回会議の会議録（案）」と本日机上に配布しております、会議録の差し替え資料をご覧ください。今回一部追記箇所がありましたことから、赤字で示しております。ご確認後、ご承認いただきましたら、所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

■曾根会長

ありがとうございました。寺澤委員をお願いします。

■寺澤委員

事前に訂正のメールを送らせていただいていたおりましたが、1点ですね、私が送り損ねたかもしれないのですが28ページ目ですね、今お配り頂いた中には28ページがなかったような気がしたので28ページ目ですね上から2行目真ん中あたり、これを×にすることによる公示効果、対策を講じではなく、公に示すという風にしておりました。そこだけでございます。それが入っていれば結構です。

■曾根会長

ありがとうございます。こちら事務局の方は反映済みということでよろしいでしょうか。

■事務局

そうですね、資料では配布しておりませんので、こちらは訂正いたします。

■曾根会長

ありがとうございます。では反映していただけることで。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これで、前回の会議録は公表の手続きに入っていたかと思っております。次の議題に入りたいと思っております。

それでは議事の2番、府中市障害者計画の進行管理についてなんですけども、こちら例年非常にタイトな事業になってまして時間をちょっと超過してしまうケースになったり。これであの、今回ですね。皆さんから質問を出していただいて、まあ、それに対する事務局の回答っていうのも、あの反映していただいております。一応目標ごとにご質問をお受けするんですけども、事前質問を出していただいている分については事務局からご紹介いただくということにさせていただいて、それ以外にご質問がある方は最初に質問ある方は手を挙げていただいて、まず質問を全部出していただくことにいたします。質問が全部出きったところで事務局から順次回答していただくと、要するにあの、往復しているとすごい時間がかかっちゃうのでなるべく時間通りに進行をするための工夫ということで今回そんな形をとらせていただきたいと思います。なので、説明があった範囲の中で質問がある方は最初に手を上げていただいて、手を挙げていた方には順次指名しますので、質問を先にだしていただいて、全部終わったら事務局から回答と、そんな手順を進めさせていただこうと思っております。ただ、あの1コーナー15分っ

という割り当てになってまして。非常にあのタイトですから、進行等ご協力お願いしたいと思います。じゃあ、あの最初の目標、事務局からご説明お願いいたします。

■事務局

障害者計画の進行管理につきまして、障害者計画で定めている 132 個の事業について、本会議にて、点検及び評価をいたします。毎年、前年度の実行・評価・改善と行っていただきます。

評価の目安については、計画事業の内容の通りに、実施出来たものについては○、計画事業の内容の一部を実施出来たものについては△、実施しなかったものについては×とさせていただきます。

それでは、初めに、青色の冊子の「府中市障害者計画」について簡単にご説明いたします。青色冊子の 55 ページをご覧ください。障害者計画では、「計画の基本目標」として、6 つの基本目標を定めています。70 ページより、各基本目標に向けた取り組みを記載しております。6 つの基本目標に対し、132 個の事業を位置づけ、目標達成に向けて実施する各事業の内容を記載しております。

それでは、資料 2 - 1 の障害者計画進行管理一覧表をご覧ください。資料の 1 枚目が目次となっております。2 枚目から 4 枚目が、6 つの基本目標に対する方針及び施策、その達成に向けて実施する 132 の事業名、担当課を体系的に示しております。5 枚目以降が、132 の事業に対する進行管理一覧表となります。各ページの下に、小さい文字で、1 / 132 というように示しているのが 1 枚目の目次に記載しておりますページ数、となっております。各進行管理一覧表の中で、ページ中段から下段にかけて、青く反転させている部分が、今回、事務局で担当課から回答をいただき、とりまとめた部分となりまして、令和 6 年度の実施内容、評価、改善の各欄について、全事業の取組状況などを記載しています。

本日は、各基本目標ごとに区切らせていただき、進行していただきたいと思います。これから、事務局からの説明を行い、事務局の説明が終わりましたら、事前に皆様から頂いている質問シートの内容に沿って、ご説明をするという流れにさせていただきます。

なお、事務局からの説明では、各基本目標ごとに、令和 6 年度の評価欄が△、×、—と記載されているものについて、ご説明させていただきます。なお、今回進行管理表につきまして事前資料配布後に、修正をした箇所が多数あることから、差し替え資料として机上に配布して

おります。修正箇所の読み上げは致しませんが、赤字の個所が修正箇所となりますので、事前資料から差し替えていただき、ご確認をお願いいたします。

なお1カ所修正資料の中に、数値が抜けている部分がありましたので、この場で口頭でご説明をさせていただきます。当日資料の修正版の進行管理表の事業番号が53番をお開きください。委託相談支援事業所を中心とした生活支援の事業の中の実施内容のところに、赤字の記載のものがあるかと思いますが、その数字について口頭で説明いたします。実施内容について②連絡会を毎月実施し、情報の共有等を図ることで、サービス等利用計画の質の向上につながった。の下の赤字の箇所についてご説明いたします。実施回数については12回記載の通りで参加人数が199人、事業所数が26カ所となっておりますので追記いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、基本目標1の事業の説明を行いますので、進行管理表をご覧ください。基本目標1につきましては、評価はすべて○となっております。基本目標1についての説明は以上となります。

■曾根会長

ありがとうございます。基本目標1は令和6年度達成したというご報告でしたけれども、基本目標1の部分で事前の質問シート以外で、質問のある方は手を挙げていただきたいと思います。では皆さんが見ている間、事前の質問シートの回答のご紹介をお願いしたいと思います。

■事務局

事前質問いただいた内容についての回答をいたします。当日配布資料をご覧ください。基本目標1については、事前に16個の質問を頂いておりますので回答いたします。表の上から説明をしていきます。まずは一番上が事業番号3番その他の福祉啓発の項目について質問を頂いております。内容としては①の内容について実施評価の表現のみとなっている次年度のPRイベントも充実していくとも加筆があった方がよいのではというご質問いただきました。市の回答ですが、次年度においても引き続き事業を実施するという前提としております。続いて2つ目の質問が事業番号4番です。こちらも同様のご質問をいただいております。回答も同様に、次年度においても引き続き事業を実施するという前提としております。という回答になります。

■事務局

そこは加筆はしないけどもそういう前提になってるっていうご回答ということでしょうか。

■事務局

はい、そうです。続きまして3つ目の質問が事業番号5番、障害のある人の表記方法の検討というところです。質問内容としては令和6年度の障害のある人の表記についての検討状況の具体的なご説明をというところでご質問頂いておりました。市の回答としましては協議会にて会長からご説明をいただいておりますが、趣旨としては情勢を見守っている状態です。法令や制度上では障害という漢字表記が依然として使用されております。例えば、障害障害者総合支援法や障害者手帳等はすべて漢字表記となっております。これは、法的な定義や制度の統一性を保つためにです。社会モデルに基づき、障害は社会側の問題であると考えていること、固有名詞として障害の表記を使わざるを得ず、表記が混在すると逆に一般の方の混乱を招く可能性があること、全国的に見ても、害の字を使用している都道府県が多いなど、様々な影響を鑑みて判断していく必要があると考えております。続いて4つ目の質問が、事業番号6番の移動ルートの整備の推進についてのご質問です。1つ目が書式の左項目の表記が漏れていますというところで、こちらについては本日の差し替え資料で設置したものをお配りしております。同じく事業番号6番目のご質問をもう1ついただいております。多磨参道バリアフリー化整備工事の第2工区及び平和通り改良工事に着手とありますが。同工区には多摩川線踏切から紅葉丘文化センターの間の人見街道は含まれるのでしょうか。バイパス化の計画はないのでしょうか、というところのご質問をいただいております。回答としましては、人見街道においては主に東京都が建設・管理している道路のため、市の管轄外となります。続いての質問が事業番号7番のバリアフリー情報の提供になります。ご質問内容は、市のホームページ上に現在、府中バリアフリーマップというものと武蔵府中バリアフリーマップの二つの資料が表示されていますが、武蔵府中バリアフリーマップの方が新しいので、そちらを表に出すべきではないでしょうか、というご質問をいただきました。こちらについての市の回答です。前年度の協議会にてご説明をしておりますが、府中バリアフリーマップと武蔵府中バリアフリーマップについては、紙冊子である性

質上、表記内容の変更ができないため、市のオープンデータのがいどまっぷ府中にデータを落とし込み、情報更新をしております。担当課に確認をしたところ、府中バリアフリーマップについてはご指摘の通りで、削除予定とのことでした。続きまして、事業番号 11 番、障害のある人の地域参加、地域交流の促進のところにご質問をいただきました。計画に記載の市民主体の地域交流、地域活動を支援というところで、開催場所について、府中市内の拠点だけの事業であれば、他の地域の当事者のアクセスが難しく、当事者が住んでいる地域の市民同士の交流には繋がらないというところで、○の評価ではなく△になるのではというご意見をいただいております。こちらについての市の回答です。令和 6 年度の会場はプラッツの他にル・シーニュ 1 階催事スペース、ミッテン 4 階催事スペース、バルトホール、フォーリスでの会場開催を行っております。障害の有無に関わらず、多くの目に留まるような会場での実施をしております。続きまして裏面になります。続いてが事業番号 13 番の多様な人材育成人材の育成確保についてのご質問をいただいております。市民活動センタープラッツの講座参加者のところについて令和 3 年度以降漸減している根拠はどのように分析されていますか、数字の低さについてどのように受け止められていますか、というところでご質問を頂きました。こちらについての市の回答としましては、団体の成長に伴い需要が減っており、回数を減少させているため、参加者が漸減しています。そのため、114 人という数字はとりわけ低いという認識ではなく、費用対効果の面でも特に問題があるとは認識しておりません。続いての質問の回答です。事業番号 16 番の関係機関施設団体間のネットワーク構築というところでご質問をいただいております。自立支援協議会の実施内容の専門部会について、二つの専門部会名を記入し、各 6 回にした方が良いと思います、とのご意見をいただきました。こちらについては訂正したものを本日お配りしております。同様の内容が自己番号 49 番にもございまして、こちらについても訂正をしております。続いてのご質問は事業番号 17 番団体機関のネットワーク構築についてです。ご質問内容としましては、協議会の開催内容の概略をお教え願いたいというところで、ご意見いただいております。市の回答です。専門部会である相談暮らしの部会地域移行部会で、障害のある方が地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、課題把握のためのアンケート調査を実施し、第 9 期府中市障害者地域自立支援協議会の答申書を提出いたしました。では、続いての質問です。事業番号 18 番施設と地域活動との連携についてご質問

をいただいております。こちらの事業の計画として、心身障害者福祉センター祭りの実施のところにつきまして、開催場所を市内各所に広げないと、地域における交流の幅が広がらず、府中市内における交流の地域間格差が生じてしまうのではないのでしょうか。というところで、その交流の地域が拡大されていないのであれば、評価は○ではなく△ではないのでしょうか。というところでご意見をいただいております。こちらについての市の回答です。当該事業については、心身障害者福祉センターが実施主体となっております。センターのみならず、東京都立多摩職業能力開発センターと共催して事業を実施しており、生徒と利用者の総合交流の場となっております。続いての質問項目につきましては、事業番号 21 番事業者主体の連絡会の設置支援の箇所になります。ご質問いただいたご質問としましては、特定相談支援と放課後等デイサービスのみの配置となっておりますが、他の障害福祉サービスの連絡会の設置についての検討はなく、○でいいのでしょうかとご意見いただいております。こちらについてはサービス支援担当身体知的の担当主査より回答をお願いいたします。

他の障害物サービス連絡会の設置についてなんですけども、現時点では具体的な検討とは行っておらず、設置の予定も立てておりません。市が主体でないものもございしますが、ヘルパー事業所でしたり作業所連絡会と既存の連携体制や情報共有で現状対応できているものと考えております。しかしながら、グループホームの事業者向けの情報共有の場合はなかったり、すべての障害福祉サービスに関する情報共有の仕組みができていないわけではございませんので、連絡会の新たな設置につきましては必要性や方法などを含め、今後の状況を見ながら判断させていただく形になるかと考えております。

ありがとうございます。

では続きまして、事業番号 23 番のご質問回答をいたします。事業名としましては、サービス提供に携わる人材の育成というところになっておりまして、いただいた質問としましては、手話点字講習会の参加人数は何人ですか、また、終了後の活動の動向はどのようになっていますか？というところでご質問を頂いております。回答です。手話講習会が 114 人の参加者で、終了後は手話通訳者の認定試験を受験し、合格者が府中市登録手話通訳者の会に入会をいたします。点字講習会につきましては 18 人参加しており、希望者は点訳サークルに入会をしております。

では、続いての質問です。事業番号 24 番のサービス提供に携わり、人材の確保に向けた協働による方策の検討についてのご質問をいただいております。障害福祉サービス提供に携わる人材の確保について精神保健福祉士や公認心理士の確保はないのでしょうか、というところでご質問をいただいております。回答としましては、障害福祉サービス提供に携わる人材の確保事業の中で、就職相談会を実施しております。就職相談会で求める人材の中に、精神保健福祉士などの専門職も含めて対応していくことは可能です。では基本目標 1 の最後の質問になります。事業番号は 25 番の福祉サービス第三者評価制度の普及促進についてになります。いただいた質問としましてはええ①受審費用の実施費用の補助について、東京都の補助金に合わせて指揮をされているのか、もしくは独自の施策ですかというところでご質問をいただきました。こちらにつきましては東京都の補助金に合わせての支給となります。基本目標 1 の事前にいただいた質問の回答は以上となります。

■ 曾根会長

はい、ありがとうございます。これだけで予定の時間を超えてしまっていますでしょうか。ご回答ありがとうございました、それぞれご質問の方、よろしいでしょうか？ なかなか追加で質問しづらいですね。はい。どうぞ。

■ 恩田委員

恩田です。よろしくお願いたします。説明はわかったんですけども一番最初のところは文言のところですが、改善っていうのは今後どうするかっていうことなので、過去形の文章だけで終わっちゃうっていうのは、本当にあのお気持ちがこの前提としていくということですけども、本当にその記載でいいんですかね。一般市民が見た時に改善を過去形だけで実施したということだけで、今後こうするという対応がなくてなんか日本語としておかしいのかなというふうに思うんですけどそれが一つですね。それと 10 番のところはやっぱある程度示した方がいいのかなということですね。それから 8 番のところは成長に伴って少なくなってきたというイメージがよくわからないんですけども。あとありますけども時間がないので。

■ 曾根会長

はい、じゃあ事務局いかがでしょうか、改善のところが過去形という表現というか。評価まで過去形なんでしょうね。

■ 恩田委員

さらにどう改善するのか、という日本語になってないのでそのままではこれはちょっとそのままだと日本語として、まずいんじゃないですかということですね。何か所かあるんですね。

■ 事務局

会長よろしいでしょうか。

あの委員のご指摘の通り、まあ改善っていう枠などにちょっと過去形で落ち着いているのはちょっとあのクエスチョンに対するアンサーになっていないかなと思いますのでこの文言は修正させていただきます。こういう言葉にしますっていうのは、すぐに申し上げられないところなんですけどここについてはあの修正をさせていただきます。以上でございます。

■ 曾根会長

ありがとうございます。あと一つありましたよね。

事業番号 13 番。団体の成長に伴い使用が減っており回数を減少させていくっていうのは団体の成長でなぜ回数をやらないかっていう関係がわからなくて。

■ 恩田委員

そういう講座を開かなくてももう習得されたから良くなったと。そういうことですかね。

■ 曾根会長

私は 1 点バリアフリーマップのところで、がいどまっぷ府中に統合となっているのですが、バリアフリーが抜けてしまうので探しづらくなるんじゃないかなと思ったんで。

アクセスした人が探しやすいようにぜひお願いいたします。

では基本目標 1 ではよろしいでしょうか。

■ 寺澤委員

一点だけあります。すぐ終わります。ありがとうございます。事業番号6番の多磨霊園参道バリアフリー化のやつで人見街道は市ではなく東京都があの管理です。それはわかるんだけど僕としては普段見ている非常に危険な訳です。管轄外だからいやというわけでは僕はないと思いますね。だからそれだけ強い意向が住民ありますんで、これはあの都に対して早くここをどうにかしろというぐらいは動かなきゃ、僕は市民の側に立った行政じゃないというふうに思ったので、一言だけ申し上げます。以上です。

■事務局

地域福祉推進課の三浦です。前任で計画課におりました。こちらについては、あの非常に道路が狭いということを確認しておりまして、都市計画道路を開通してほしいということで、市の方も毎年東京都の都に要望をしている路線となっております。

ただ技術的に高低差があったりとか、そういったところでなかなか難しいというふうに考えております。市としても東京都に要請をしているところになります。以上です。

■曾根会長

はい、よろしいでしょうか。

では次の基本目標2を事務局お願いいたします。説明を簡潔にお願いします。

■事務局

はい。基本目標2についてご説明をいたします。基本目標2については事業△の評価がございました。業番号42番の障害者活躍推進計画の策定と推進というところです。計画書ですと78ページとなっております。評価は△で評価理由につきましては実施内容に記載の通りとなっております。以上となります。

■曾根会長

はい。ありがとうございます。では事前のご質問と回答を先にご説明いただいて、皆さんがその間に質問を考えていただきます。

■事務局

事前質問について回答いたします。基本目標2については5つの質問をいただいております。事業番号は28番になります。28番の移送サービスの充実についてご質問いただいております。外出支援福祉タクシー事業ガソリン費助成の実施についてB券がB件と記載されていますというところで、こちらについては資料差替をしております。続いて、同じく事業番号28番の福祉タクシー券につきまして、精神保健福祉手帳所持者については1級のみ限定されているというところにつきまして身体知的手帳所持者よりも著しく差別しているということになるのではないかとというところで、ご意見をいただいております。回答としましては、身体障害者や知的障害者の移動の困難性という観点から、運転や移動に直接的な支援が必要なケースを想定しております。精神障害の場合の困難性の判断に個人差が大きく、制度化が難しいという課題がございます。そういった中でも精神障害者保健福祉手帳の所持者1級を対象としている背景として、1級取得の判定基準が日常生活の用を弁ずることが不可能という点において、支援の対象としております。続いて3ページ目になります。事業番号30番、生涯学習の場や機会の充実というところになります。生涯学習の場の充実としてみ～なや障害学習センターの拠点事業というところを対象としてますが、拠点施設に一人で来れる人を想定していて一人で来れない人を排除することになるのではないかとというご質問をいただいております。回答としましては、事業の性質上、主催者側の拠点施設での実施をしております。施設に一人で来ることができない人は不可と謳っている事業は把握しておりませんので、申請時の相談にて対応していただけると認識しております。続いてのご質問が、事業番号35番のジョブコーチの活動についてです。質問いたしましては、前年度とほぼ同じ内容にもかかわらず、評価を△から○までとした根拠は、というところで、ご質問をいただいております。回答としましては、前年度の協議会においてもご意見いただきましたが、市の主体での数を計上しております。続いて事業番号41番です。41番の作業等への調達拡大というところでええ。令和6年度の調達物資の内容と発注先については、各事業所が公平に適用できるようにされているのでしょうか、との質問です。回答としましては、調達内容については、市から清掃作業や郵送物の封入、物資供給などを行っています。市町村ネットワークの受注窓口のサイトや市の問い合わせちゅうネットホームページからなどの問い合わせがあり、ここ1、2年は継続的な案件が増えており、取引先を拡大しております。近年は大口案件よりも受託事

業所で調整が効く納期が緩やかなものや、ポスティング案件を望まれていることが多いです。目標 2 の質問の回答は以上となります。

■ 曾根会長

はい。ありがとうございました。他にご質問ある方いらっしゃいましたら手を挙げて質問をお願いいたします。

■ 永井委員

事業番号 28 番、外出時の支援の充実ということなので、事業計画の中の 2 で、移動支援事業の実施というところがありますが、ここについて家族会緊急的なケースが非常に悩みの種になってましてそのような急な対応についても事業に入ってるのでしょうか？

■ 事務局

移動支援事業につきましては基本的に余暇活動でしたり、社会参加を目的とした外出というところが中心となっております。緊急時の対応というところは基本的にはないですけれども、ただ、介護者の状況でしたり、突発的に入院されるということもございますので個別の状況に応じて、移動支援事業をお認めする場合もございます。移動支援事業に該当しない方々も中にはいらっしゃいますので、緊急時の移送につきまして市の職員でしたり、関係機関の方々にご協力しながら対応させていただいているという状態でございます。

■ 永井委員

どこの窓口相談したらよいですか、障害者福祉課に相談ということで、よろしいですか？

■ 事務局

もしその方がサービスをご利用されていらっしゃって計画相談支援とかご利用されている方につきましては、まず相談支援専門員の方にご連絡をしていただくということがよろしいかと思えます。ただ、どこにもつながっていない方とかにつきましては、まず市役所職員にご連絡をいただければと思います。

■ 永井委員

市の職員とは障害者福祉課に連絡ということでよろしいでしょうか。

■事務局

はい、そうです。

■永井委員

はい。了解しました。

■曾根会長

市がおっしゃってるのは障害者総合支援法の地域生活支援事業の移動支援事業をおっしゃってますよね。永井委員のご質問はそうじゃなくて例えばその措置入院とか、そういったレベルの状態ですべて精神科病院に救急搬送が必要な場合の移送をおっしゃってるんですけど。

■事務局

はい。会長。サービス支援担当精神発達担当の大田と申します。基本的に措置入院ですとかの緊急的な入院にかかります移送に関しましては大変申し訳ございませんが制度上、対応してないのが現状ではございます。移動支援の制度的なところとは別の意味合いにはなってはくるのですが基本的には精神障害程度が非常に高いところ救急搬送的なところが主になるのかなというふうに思っております。以上です。

■永井委員

それは緊急輸送の事業所というのは、民間のサービスということですよ。市では全くお手上げということとやっていないということですよ。

■曾根会長

では事務局お願いします。

■事務局

課長の向山です。非常にあの個別案件性が高いものになってくると思いますのでいろいろなケースが考えられます。一つは民間救急ですとか、それからもうあの危険性が大きいようであれば、救急車の対応、警察の対応ですとか、そういったあの状況も出てくるのかなと思っています。その他特にあの急ぎでなかったり、危険性が低いということ

であれば、行政の方で支援をしていくことも中にはあったりもします。ケースバイケースになってきますのでその場の状況を判断させていただいて、行政でやるか民間の事業所を含めたサービスを考えるかというような対応ということになると思っております。

■ 曾根会長

よろしいですね。

■ 永井委員

ありがとうございます。

■ 曾根会長

事前のご質問に対しての回答についていかがでしょうか。

■ 恩田委員

35 番の回答なんですけども前回と全く同じ実施内容で△でしたがこれが○に修正されてたということですか？

■ 曾根会長

実施内容は同じだけれど評価が上がっている理由ですね。

■ 事務局

生活係長の菅と申します。恩田委員のおっしゃる通りで、令和5年度については評価が△になっておりました。ジョブコーチ活用件数2件ということで令和6年度についても実施内容が変わらずということで△に訂正を入れさせていただきたいと思っております。以上です。

■ 曾根会長

はい、寺澤委員。

■ 寺澤委員

事業番号 28 番のご説明で身体障害者の移動困難性という観点から、あの精神について直接的支援が必要なケースを想定しているということなんですけど想定しているのは誰なのか。それから移動の困難性の判断の仕方ですね。僕はあのかなり意義を感じております。あの精神のですね1級にならないと移動の困難性がない。2級は移動の困難性い

うふうに一般的に考えていらっしゃるようなんだけど、現実にはそうではありません。私も精神障害者の家族会で、この大きな問題として、今都に対して取り上げております。この問題は未来系の話になりますので今この場で移動の困難性についての判断、その場をどこなのか、行政トークだけでやろうか否かというところの議論は、今後の問題として取り上げたいと思います。今ここではこのご説明ということで、コメントさせていただきます。以上です。

■曾根会長

はい。ありがとうございました。

これは市が独自に判断できるというものはあるのですか。タクシー券とガソリン費。

■事務局

生活係長の菅と申します。福祉タクシーの事業としては市の独自事業として実施しておりますので実施要領の検討余地はあるかと思いません。

■曾根会長

身体障害者手帳も療育手帳も手帳の等級だけで判断しているのではなく、1種と2種で分けていますよね。1種は移動の困難性があるということで鉄道運賃の割引対象だったりするので精神保健福祉手帳についても1種2種という考え方を導入すれば、単にその手帳の等級だけで判断するんじゃなくて、異動の困難性ということを加味して市の事業であればご判断していくっていいのかなというように思いますので要綱の検討や今後に向けて課題としてとらえていただいていたいてよろしいでしょうか。

■事務局

会長、2点目のお話なんですけれども、今年度自立支援協議会の方で移動支援について協議を進めていこうと計画しておりまして、制度が始まってから20年余り経ちまして、都度都度制度改正を行ってきておりますけれども、まあ、抜本的な見直しがそろそろ必要なんじゃないかなというふうに考えています。

■曾根会長

2級をすべて対象にするというわけではなく移動の困難性に着目して欲しい、そういう趣旨でよいのですのね。

■ 寺澤委員

そうです。

■ 岡本委員

私はあの岡本と申します。私は調布市に住んでいる関係もあって情報提供させていただこうと思うんですけど、先ほどの制度の話なんですけど、近年公共交通機関のバリアフリー化が進んできたということで、タクシーを利用するっていうのは、お出かけサポート手当という形でチケットではなくてお金を出すみたいな形で取り組んでおりますので参考にしていただければと思います。以上です。

■ 曾根会長

はい、ありがとうございました。近隣の自治体の状況をリサーチしていただいて教えていただけたらと思います。はい、高橋です。

■ 高橋委員

地域支援生活支援センターあけぼのの高橋です。先ほど35番のジョブコーチの活用についてですけれども、昨年度は△だった。今回○ということなんですけども、これから出てくるいろんな項目についても、なんかやっていけば、足りなくても○ってつくのかなと思うんですけどもそこら辺の△である理由というかそういうものがないとなかなか△っていうのがつけづらいのかなというふうに思いました。

■ 曾根会長

今のはご意見ということよろしいですか？

■ 高橋委員

△である理由っていうのをちょっと教えてください。
35番です。他のものは足りなくても全部やってれば○っていうふうな解釈をしていくってことだったと思うのでそれがやっているけど△になるっていうのを教えていただけると。

■ 曾根会長

これは前年度の評価を踏まえた今年度の評価ですので年度にさかのぼって、そのリンクを探索する必要がありますね。でも、昨年度いらっしやいましたよね。

■高橋委員

今年度として見ているわけなので、今年度他のものと揃えた方がよいのではという意見もあります。他の項目は足りなくも○、事業をやれば○っていう風な評価をしていると思いますので足りないのが△となると、ほかの評価と変わってくるかなと思いました。

■曾根会長

具体的な項目で検討した方がいいということですかね。全般的にそういうふうにあわせるべきだというご意見。35番について、質問でいいですか。△にした理由。これ多分去年の理由を探索しないと回答ができないかなと思って。事務局の方も回答できるのであればどうぞ。

■事務局

今回令和6年度の評価について件数の増加が見られないというところ、活用件数が横ばいであるというところではありますが、次回修正させていただければと思います。

■恩田委員

令和3年、令和4年が8件8件、そして5年が急に2件になったから事務局がそう判断されたのかなというふうに私は解釈してそれは妥当かなというふうに思っています。

■曾根会長

一応合意して△をつけている訳ですからさかのぼって、その理由。を説明しろというのはちょっと。

■高橋委員

今年の評価としてです。。

■曾根会長

それは去年も△で同じだったからというそういうご説明だったと思うんですけど。

■高橋委員
大丈夫です。

■曾根会長
2 コーナー分時間が遅れてますね。目標 3 についてご説明お願いいたします。

■事務局
はい会長。目標 3 についての説明をいたします。基本目標 3 につきましては、すべて○の評価となっております。説明は以上となります。

■曾根会長
では皆さんに質問を考えていただいている間に事前の質問と回答についてご説明お願いいたします。

■事務局
はい会長。目標 3 につきましては、1 つの質問をいただいております。目標シートの 3 ページの 23 番の質問に該当します。事業番号が 45 番の虐待の防止のところでご質問をいただいております。虐待相談件数につきまして令和 6 年度の相談件数、認定件数以外の擁護者や事業者別の内訳の数字があるのでしょうか、というご質問です。令和 6 年度の虐待相談件数は 87 件となっております、虐待認定件数の 18 件のうち養護者虐待が 10 件、前年度 17 件、施設虐待が 8 件、前年度が 7 件で使用者虐待が 0 件、前年度は 0 件という統計となっております。令和 6 年度に関しては擁護者虐待が減少しておりますが、件数が少ないため年度により変動はあると思われま。事前質問の回答は以上となります。

■曾根会長
はい。ありがとうございます。これに追記されるっていうことでよろしいですか。虐待の種別に記載していただけると今後のご同行がわかってよいのではないかという質問だと思うのですが。基礎自治体だと難しいところがあるんですよね。1 件とかだと事案が特定される可能性もあるので、ちょっとこれは慎重な検討が必要かなというふうに思います。

■事務局

基幹相談支援担当の田中と申します。ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りで件数が1件ですと載せたところで個人特定されてしまうというところがありますので事務局で検討させていただければと思います。

■曾根会長

特に慎重な取扱いが必要なのは養護者虐待だと思うんですね。施設従事者とか事業所については当然公表していいのではと私は思っていますのですが。検討していただいて結果お伝えしていただければと思います。では事前の質問と回答は以上ですけどよろしいでしょうか。はい永井委員。

■永井委員

家族会の永井です。44番、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議を設置しというところなんです、委員の構成がどういう方がいるのか知りたい。

■曾根会長

はい、こちら事務局からお願いします。

■事務局

はい会長、委員構成としましては多摩府中保健所の職員の方、職業安定所の職員の方と府中警察の職員、福祉協議会の職員、生活支援センターの職員、住宅関係団体の構成員の方、商工会の団体の方、障害者の家族の方、弁護士の方、民生委員の職にあるもの、府中市の職員、教育委員会の事務局の職員ということで構成されている委員会になります。

■永井委員

それでこう2回やって、会議の内容っていうのはどういうふうに公表になってますか。

■事務局

ホームページにて会議で話し合われた内容を住民の方々にお伝えしております。

■永井委員

はい。ありがとうございます。じゃあ今度見てみます。

■曾根会長

次の目標 4, 5をお願いします。

■事務局

はい会長、続きまして、基本目標 4 のご説明をいたします。基本目標 4 につきましても、すべて〇の効果となっております。以上になります。

■曾根会長

では皆さんご質問考えていただいている間に、事前の質問と回答をお願いいたします。

■事務局

はい会長、目標 4 については 6 つの質問をいただいております。事前質問シート 3 ページの 22 個目の質問になります。ええ。事業番号 48 番の基幹相談支援センターの運営についてです。②番の各種連絡会を活用したネットワーク強化及び研修等の実施についてというところで、子ども発達支援センターはばたきに引き継いだとされていますが、引き継いだ後の現状と実績を教えてください、というご質問をいただいております。回答としましては、放課後等デイサービス事業所連絡会を子ども発達支援センターはばたきに引き継ぎをいたしました。令和 6 年度ははばたきが主催で、放課後等デイサービス事業所連絡会を単独で 6 月に実施し、事業所数 17 カ所、合計 22 名の参加がありました。また、令和 7 年 3 月に児童発達支援事業所との合同連絡会も実施し、事業所 25 カ所、合計 34 人の参加がありました。続きまして、24 個目の質問になります。事業番号は 51 番のサービスと利用計画を作成する事業所の拡大というところです。こちらについていただいた質問としましては事業名が計画相談を作成する事業所の拡大なので、令和 5 年度、6 年度の事業所数を記入し、拡大を評価した方がいいのではないかとご意見をいただきました。こちらについての回答と

しましては、計画相談支援を担う事業者の拡大には、専門性の高い人材の確保が不可欠となっております。特に、障害者支援に関する知識や経験を持つ相談支援専門員の育成確保が課題となっております。制度上、要件や報酬体制が複雑であり、事業所にとっては運営負担が大きく採算が合わず、新規参入が難しいということも認識をしております。相談支援事業所の人材確保や報酬体系の見直しに向けて、市単独での要望は難しいとし、全国市長会や東京都市長会を通じて広域的、全体的な要望を行っております。続きまして25個目の質問です。事業番号が54番の切れ目のない支援体制の構築についてご質問を頂いております。②番のちゅうファイルの配布周知活用方法の検討のところ、配布数は何冊かというところのご質問と再掲とはどこのことでしょうか、ということですが、こちらも修正した差し替え資料を配布しておりますのでご確認いただければと思います。続きまして質問シート4ページのご質問です。26個目の質問です。事業番号55番の多機関共同の包括的な相談支援体制の構築について令和7年度からの重層的支援体制事業内容を知りたいというところで、実施内容が違ふ事業の内容を記載してしまっておりましたので、こちらも差し替えたものを配布しております。27番の質問についてはも同様の内容となっております。続いて28番目の質問、事業番号を56番ピアカウンセリングの充実というところで①の実績については0件。改善計画の文言と不一致ではというところで、こちらも差し替え資料を配布しております。29番の質問についても同様になります。続いて質問番号35番です。事業番号60番になります。コミュニケーション手段の確保のところのご質問です。聴覚障害者への配慮のあるITツールの導入は検討されていませんか、検討される場合は改善計画に記載してはとご質問をいただいております。こちらについての回答としましては、導入の場合は当課のみでの判断ができないため、現段階での早期導入は難しいと思われまふ。利用者にとって使用しやすいツールの検討については随時行ってまいります。基本目標4の質問についての回答は以上となります。

■曾根会長

はい。ありがとうございます。基本目標4、5についてご質問のある方手を挙げていただけてよろしいでしょうか。では事前にご質問出される方今の事務所の回答について何かありましたらお願いいたします。私から1つよろしいでしょうか。事業番号51番で高橋委員からご

質問だされた計画相談の相談支援専門員不足しているというところなんですけど、どこの自治体も計画相談の確保は課題になっていると思うんですよね。高橋委員は自立支援協議会の相談支援部会でしたっけ。

■高橋委員

地域移行部会

■曾根会長

相談支援部会の方っていらっしゃるんですか。私は相談支援部会で相談支援専門員の確保のために検討されたらいいんじゃないかと思うところがあるんですけどもそれが何かというとしてサービス報酬でサービスと利用計画の報酬って機能強化型サービス継続利用支援1型、2型でしたっけ、比較的高い報酬が取れる区分だと思うんです。1についてはあの専任で4人で1人は現任研修を受けていること。2については3人専任で1人の現認研修受けてるっていうのが条件ですよ。

で、これが複数事業所の一体的管理っていうのを認められていて、要するにあの一つの事業所でそれだけのニーズを揃えるのは結構大変なことだと思うんですけど例えば二つとか三つの事業所がああ協定を結んだりして、一つの事業所として、そういったあの1型、2型っていう報酬の請求もできるという仕組みになってますよね。だからそれを活用して市内の相談支援事業所がそれぞれやってるんじゃなくて、いくつかでこうグループを作って、より高い報酬の請求ができるように工夫していくっていうのをぜひあの協議会など検討されたらどうかなっていうふうに思ってるんです。で、もっと言いますと、それぞれが事務所を借りちゃうと。その事務所の家賃がかかるじゃないですか。だからあの一つの事務所を複数の事業所で借りて要するにシェアオフィスにみたいに使えば、家賃もその分割り勘できるわけですよ。だからそのコストを下げられる、で報酬は高いのが取れるっていうことになると、経営が非常に安定していると思うんです。で、さらにあの一人事業所の人なんかはやっぱり相談ができなくて孤独っていうのが一番離職の理由になっちゃってるんですよ。でも、そこでいくつかの事業所がこう連合体を組めば、お互いに相談しあったりとかっていうことも可能になってくるんでまあ、それは合う合わないもありますからね、必ずそれでうまくいくとも思えないですけど、ただそういうふうにしていくと、今度はもう事業収入が増えるんで相談支援専門

員を雇用するための原資が生まれていくと思うんですよね。で、お互いに相談しあって質問を高め合うことができるっていうような。まあ様々なメリットがあると思うのでぜひ協議会の中でそういったことを進められないかっていうことを具体的に検討されたらどうかと思うんですけど、多分これいくら待っても増えないですよ相談支援専門員、ただ国に言うてくださいだけでは。なので、できる工夫をぜひ協議会の中で検討されたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

■ 中川委員

はい。あのご意見ありがとうございます。確かに高橋委員や岡本委員のところでも計画相談支援をやっていますので、それをどのように改善するかということに関しては。あの自立支援協議会について市の諮問機関であるので、市が協議してくれるというか、お話もしてこられるので。いろんな本日課長のお越しになられているので。ご意見あるかなと。ただ月1回の集まりもあり、フランクな内容の会なのでそこでいろいろ話ができたらなとよいなと思いました。以上です。ありがとうございます。

■ 曾根会長

事業所同士が連合体組む時に行政が仲立ちしないとなかなかうまくいかないですよ、事業所同士の話し合いだと。だから市が仲介していただいて、まあ、お見合いみたいなことをしてなるべくそうやってあの機能強化型の1, 2が取れるように、ぜひやっぱ進めていただけるといいと思うんですけどいかがでしょうか。

■ 事務局

様々な相談支援事業がありますけれども、それぞれの機関で連絡会開いているあの会もあれば、まあそうでない会もありますので統一的なサービス提供が市の中でできるように事業所も企業もそうだと思いますけれども、会長がおっしゃっていただいた通りで行政の方でも連携しながら図ればいかなと思いますので、その辺は勉強させていただきたいと思います。

■ 曾根会長

ぜひ具体的な研究をお願いします。あの一応、相談支援事業設備運営基準の中で、一つの事務所を共有してはいけないというのにはなって

ないのでそれは可能なんですよね。例えば通所だとトイレが1個だけとかですね、いろいろあるんですけど、相談はそれがないのでちゃんと守秘義務で守られるようであれば可能だと思います。

他によろしいでしょうか。永井委員。

■永井委員

事業番号の101番住宅セーフネット住まい相談ということで家族会の方でも珍しく。うちの方ではあまり他はやってない中で。家族の為にシェルターっていうかね。緊急の避難場を作ってるんですけど、そこにちょっとしたこの関係関連で、今入っている方が3カ月もいるんですけどね、そういう住宅のセーフティネット住まいにですね。窓口がこれ住宅課って、これここに相談すればいいということですか。障害を持ってるんですけど。

■曾根会長

では、事務局からお願いします。

■事務局

地域福祉推進課長の三浦です。令和3年度から5年度まで住宅課にいまして、令和2年度から相談事業開始したんですが当初は市の住宅化の窓口で受けておりました。ただあの福祉的な相談内容が非常に多かったということになりまして令和4年度から社会福祉協議会にその窓口を委託しましてで、住まいの内容と福祉的な内容を一体化して受けております。その中で高齢者が半分以上だったと思うんですが、障害者の方も多数ご相談いただいて、実際に住まいの決定に繋がったケースもあったと記憶しております。以上です。

■永井委員

はい、ありがとうございます。では社会福祉協議会を窓口として家族会も相談に行くということでよろしいでしょうか。

■事務局

はい。

基本目標5について説明をさせていただきます。ここについては×の評価のものが2つございます。事業番号が1つ目が77番の未利用都市地等の有効活用についてにあります計画が77ページになっておりま

す。こちらにつきましては未利用公有地がある場合には東京都から募集がかかることを昨年度募集がなく活用化できていないというところから×の評価となっております。2つ目の事業としては事業番号100番の重度身体障害者(児)住宅設備改善事業計画では90ページになっております。こちらは地域生活支援事業として実施することになっているというところで×と表記しております。以上となります。

■曾根会長

はい。事前の質問と回答がありましたらお願いいたします。

■事務局

事前質問につきましては、目標5は11個質問をいただいておりますので回答をいたします。ええ、事前質問シート4ページの30個目の質問になります。事業番号だと68番になっております訪問入浴サービスについてです。質問いただいた質問としましては、訪問入浴を希望しても人員不足で入れないと言われたことがあったというところで、必要な人がすべて利用できているわけではないという状況なので、○の評価で良いのかどうかというところと、1社では限界があるのではないかとご質問をいただいております。回答としましては、訪問入浴サービスで手挙げしている業者が一社しかないというところが現状です。希望日程が難しい場合は別日程での日程調整を行っている聞いております。入浴できないとの市への報告は上がってきておりませんので、実態がそうなのであれば、現状把握が必要だと思っております。2つ目の質問が31個目の質問で事業番号は75番のご質問になります。こちらについては日中一時支援事業についてのご質問で日中一時支援の事業所は少なく、実際には必要と思われる人も利用できてない現状があるので、○でいいのかどうかというところのご質問をいただいております。回答としましては、福祉計画にも指標としてお示しをしておりますが計画値を達成できたパーセンテージから評価を算出しております。続きまして、3つ目の質問に回答をいたします。事業番号が69番と71番というところで、共通の内容の質問をいただいております。事業番号69番ですと、生活介護の自立支援給付についてのご質問をいただいております。ええ。質問内容としましては、令和6年度生活介護基本報酬の見直しにより、生活介護事業所や就労継続事業所の収益は減少しているというところで、人手不足の中での条件というところで、利用者である当事者の不利益となるため、府中市とし

て国や都对する効果を考えて、他の区市町村と連携してどのような働きかけをされているのかのご説明を、というところでご意見を頂いております。回答としましては、東京都に対し障害者日中活動系サービス支援事業の補助の一部であることを踏まえ、都の担当部署への意見を伝えております。また、60歳から65歳までの加算要件の見直しなど、障害者雇用加算の柔軟化も要望をしております。国に対しては、報酬改正において大幅な報酬単価の増額を国に要望することを求めています。報酬単価の大幅な増額については、市単独での要望は難しいとし、全国市長会や東京都市長会を通じて広域的、全体的な要望を行っております。報酬単価の抜本的な見直しには広域的な連携が不可欠であり、単独での要望には限界がありますので、今後も府中市が他自治体と連携しながら、制度改善に向けた働きかけを強化していくことが必要だと認識をしております。続きまして事業番号77ページのページ未利用所有地等の有効活用についてご意見をいただいております。今回の評価が×というところにつきまして、非該当という表現が妥当ではないかというご意見です。募集があれば検討したというところになるのでなるでもよいのではというところ、体制を整えていたというところも踏まえると、△という評価でも良いのではないかとご質問をいただいております。こちらの回答としましては、評価は三段階で行っているというところで募集があった場合は情報提供をし、活用を促しております。続きまして事業番号80番の日常生活用具の給付についてもご質問をいただいております。質問内容としては、改善計画の表現は実施評価になっているので今後継続する等の追記をしては、というところになります。回答としましては、今後も継続を前提としているというところになっております。続きまして、事業番号89番になります。89番の訪問支援事業についてです。いただいたご質問としましては実施内容として、①の記載に看護サービスを提供する訪問看護の充実に向けて実施状況を注視したと書いてあるところが注視するとはどのようなことか具体的に知りたいというご意見と、歯科医療連携推進事業の内容を具体的に知りたい。新規申込者24人とは全員障害者なのかどうか、というところのご質問です。回答としましては、①については訪問看護事業所から市に提出される情報提供者の件数把握や記載されている支援内容など確認を含めて総合的に注視をしているということになります。②につきましては、障害者在宅要介護者自身では歯科治療を受けることが困難な方を対象に、診療申し込み状況に応じてかかりつけ歯科医の紹介を行います。市が受け

付けた申請者を歯科医師会において、申込者の住所、年齢、時間帯などを考慮して担当歯科医師を決め、その後、訪問歯科医療が開始されます。診療は歯科医師の治療行為となり、保険診療で対応するということですので。令和6年度は障害のある方が4名になっております。続いて同じ事業についてご質問をいただいております。事前質問シート5ページにあります。訪問支援について 当事者が服薬中等、急性期やトラブルが起きている場合には、申請主義に基づく自立支援給付の対象とならないため、深刻なケースになる場合が精神障害の方には大きく見られるというところで、こういった場合、アウトリーチ支援事業が必要になるということですが府中市については、新規申込者数が24人っていうのは、アウトリーチ事業のことなのでしょうか。もしくは、アウトリーチ事業が実施できていない場合には、実施が困難な理由は何でしょうか、というご質問をいただいております。回答としましては、補助金対象のアウトリーチ事業の実施はしてはおりませんが、歯科に行くことのできない方へのコーディネート事業として、従来から歯科医療連携推進事業を委託事業として行っており、事業内容についてはアウトリーチに当てはまるものと認識をしております。続いて、事業番号94番になります。94番の地域生活支援拠点の運営についてのご質問をいただいております。こちらにつきましては質問が地域生活支援拠点の協力機関を増やし、体制の充実を目指すと書いてありますが増えているのかどうかというご質問です。こちらについての回答です。ほぼ横ばいの状況です。引き続き拠点登録のPR活動を行ってまいります。続いての質問です。事業番号98番の自立生活援助についてご質問をいただいております。自立生活援助は1人が3日利用だったので、○でよいのでしょうか、というところで、評価についてのご質問をいただいております。こちらについての回答です。ニーズに対応しているという認識で○の評価としております。続きまして、事業番号100番になります。100番の重度身体障害者住宅設備改善事業についてです。77番に記載した内容について先に頂いた質問と同様に×の表記というところでは違和感があるというところで、評価についてご質問をいただいております。回答としましては、事業内容の変更はできないというところで、次期計画策定時に修正を予定しております。続いての質問が、事業番号105番になります。105番の自立支援医療医療費助成の充実についてご質問をいただいております。質問内容としては、自立支援医療医療費助成の充実に関する国や都に対する要請について、具体的にどのような申し入れの文書として提出されているの

かというところの内容のご質問をいただいております。回答としましては、東京都に対しては毎年 26 市課長会を通して、精神障害者への支援及び医療の充実に関する要望書を提出しております。今年度は7月中旬に提出の予定です。続いて、108 番の事業についてのご質問をいただいております。保険医療福祉関係者による協議の場の運営というところでご質問としては、にも包括の構築に向けて令和 6 年度の事業の協議参加者に当事者と家族が含まれているのかご教授をお願いしますというところでご意見をいただいております。回答としまして、は 19 名の委員のうち 2 名が当事者、1 名が家族会の方で構成をされております。基本目標 5 の事前質問の回答は以上となります。

■ 曾根会長

はい。ありがとうございます。では会場の方で他にご質問ある方、手を挙げていただけますでしょうか。じゃあ、事前に。ご質問を出していただいて。はい。

■ 寺澤委員

ありがとうございます。まず私が質問した事業番号 89 ですね。にも包括の中でのアウトリーチについてですね、歯科医療推進連携推進事業が、アウトリーチにあたってこれ出向いていくということの概念だけを持って考えていらっしゃるんであれば、そうではないと思います。精神におけるアウトリーチ事業って、非常にあの深刻な自体を想定しております。これについてはですね、やっぱり本格的にアウトリーチ事業をにも包括でいっているアウトリーチ事業を府中市でも導入することが求められると思います。これについては未来系の話なので、今後の計画づくりの中で提言にしていきたいと思います。

■ 曾根会長

質問と回答がすれ違っていると思うのですが。

■ 寺澤委員

精神障害者にも対応した地域包括支援という意味での。

■ 曾根会長

これ歯科について回答してますけどいいんですか。

■ 寺澤委員

だから僕は歯科じゃないんですよということで申しあげたんです。

■ 曾根会長

そういうことですよ。だから訪問看護のアウトリーチの僕がおっしやってるんですよ。

■ 寺澤委員

そうそうです。

■ 曾根会長

だから回答がすれ違ってますね。続けてどうぞ。

■ 寺澤委員

もう一つですね。事業番号 105 の方ですけれども、あの、ありがとうございます。26 市課長会を通じて要望書を提出すると。ありがとうございます。ありがとうございます。もし差し支えなければこの要望書のコピーをですね、何らかの形でいただければありがたいと思いますいかがでしょうか。以上です。

■ 曾根会長

では事務局お願いいたします。

■ 事務局

障害者福祉課課長補佐の河野と申します。要望の方。現在ちょっと取りまとめて市長会でまだ止まっている段階になりますので、あの時期にちょっとオフィシャルになっていくような段階で情報提供がまたできるようになるかなと思いますので、少々お時間をいただければと思います。以上です。

■ 曾根会長

はい、どうぞ。

■ 恩田委員

77 の事業ですけれども、ご説明はわかるんですけどもやっぱりこの評価を 3 つしかないということなのは、やっぱりちょっとこの一年間なり

長い期間の事業の評価として三つだけで不具合があるんじゃないかと思うんですね。×ではないです、少なくとも評価非該当とかね、そういうものをもう一つ作るべきで、それがもしできないんだとしても、この例えば東京都の事業は、申し込みがあった場合にはあの都の応募して、具体的なものがあった場合は相談を進める体制を整えていたわけですからそういうものをこの実施内容のところに入れてですね。少なくとも△にはしなきゃいけないんじゃないか、具体的に言った場合には対応するわけですよ。対応する体制は整えていたと。市の方として。だから△なんじゃないかなと私はこう、これを思うわけなんですけども。それ以外も言っているんですか。それから80番はさっき修正していただきましたけど同じです。過去系になってます。あの改善計画のところ。80番のところについても、今後も継続する等の文言を追記するような形で修正していただくのがよいかと思っています。

■ 曾根会長

はい、じゃあ評価についていかがでしょうか。

■ 事務局

生活係長の菅と申します。77番の都の募集がなかったということで、未実施というところでこちらを考慮した上で評価についてはええ。○は実施できたで△が一部実施できた、×についてはまあ、その未実施というあの意味合いが含まれておりますので、一旦こちらは×という評価になります。

■ 曾根会長

ですので△だと不具合があるというご意見でしたが。

■ 事務局

次期計画策定時の時に再度ご意見をいただいて評価の三段階について検討していければと思っております。

■ 恩田委員

今回評価変更ができないんですね。評価の項目を付け替えることは。できないと。三段階の中に、非該当とかですね。事業と別の事業になっちゃったとか、別のなんか表現を使うということは今回からできな

いんですね。未実施ですけども、体制を整えているわけだから△でも僕はおかしくないと思うんですけど。

■ 曾根会長

今後の課題としてご検討いただければと思いますけれども。

■ 恩田委員

80番。これさっきと一緒にですけど過去形なってる。修正されますか。

■ 事務局

仰っていただいた通り、先ほどとちょっと同じような形で改善という枠であるのでちょっと過去系の文章になっておりますので、あの、まあ、次年度に向けた取り組みについて、記載をさせていただこうと思います。以上でございます。

■ 曾根会長

はい、どうぞ。

■ 北條委員

先ほどの77番なんですけど私はちょっと読み込みが実は違って、事業内容は未利用の所有地を有効化できるように要請しますってなっていて募集がなければ、むしろ要請するのかっていうふうに。理解をしていて、なので、そういう意味では募集がなかったのに要請しなかったら×っていうかその目的っていうかね、目指すところが未利用所有地を使わせてくれっていうことが目指されているのであれば、募集なかったらぜひそういうのをないですかって要請するっていう意味合いだとちょっと私はそう考えれば×なのかなと思ったんです。間違っていますでしょうか？

■ 恩田委員

それは事業内容と事業計画が不一致してるってことですよ。この段階で間違っていると。読み方でちょっと何をやろうとしてたのかちょっとわかりにくい。

■ 恩田委員

事業計画からスタートするみたいに思うのであの。その事業内容がちょっと文言が不足しているということではいけばやっぱり△かなと思います。

■事務局

副会長もおっしゃっていただいた要請という部分を実施内に容今ちょっと入れていないってところを踏まえまして、ちょっと未実施に対する×ということになっております。ただ、この実施内容につきまして、まあ要請するということを文言を入れさせていただくというところであれば、府中市の方の先ほども少し話とリンクするんですけども、あの市長会の方を通じまして、府中市としてもあの東京都さんの方に土地などを有効活用して、新たな障害福祉施設等の設置ハード面についても整えていくようにという要請という意味ではさせていただいておりますので、ちょっと実施内容の書き方次第では。ここの評価の記載も変わってくるのかなという認識で捉えております。以上でございます。

■曾根会長

はい、高橋委員。

■高橋委員

89番の訪問歯科のところなんですけれども新規申込者が24名けれども、基本的に障害のある人は方は4名ですっていうふうに回答があったので障害者計画なのでなんか内、障害のある方4名という追記をした方がよいかと思います。

■事務局

はい、会長。89番に表記について修正をいたします。

■曾根会長

他にいかがでしょうか、はい、永井委員。

事業番号103、心身障害者住宅の助成ということでその事業内容のところで民間の賃貸住宅を借りている障害のある人ですけど、この精神障害も含めて考えていいですか。

■曾根会長

はい、事務局お願いいたします。

■事務局

対象者についてご説明そのままさせていただきます。あの府中市に引き続き、五年以上を在住しまして、民間の賃貸住宅に居住し、身体障害者手帳四級以上、愛の手帳三度以上に該当するものの世帯で、市民税の非課税または所得割が1万円以下のものまたは均等割のみが課されている方ただし公営住宅の入居者、他の公的な住宅費助成を受けている方、施設入所、生活保護受給者は除くという形になっております。

■永井委員

心身障害者という定義はあるんですか。障害というと、三障害、身体障害、知的障害、精神障害っていうのはわかるんですけど、心身障害者っていうのがじゃあ定義を。

■事務局

はい。結論を言うと、精神障害の方は今除かれています。

■永井委員

身体、知的だけ。精神は除かれています。今後市へ要望書を出さなきゃいけないと今思いましたね。家族会としては腑に落ちないなと思います。

■曾根会長

はい。他にいかがでしょうか？

私よろしいでしょうか。業番号94番の地域生活支援拠点等の運営のところですか。実施内容②のところは拠点機能強化加算のことを指していただきたいと思うんですけども今特別給付の加算でコーディネーターが配置されているというかっていうことが質問の1点目です。あとまあ、その加算の説明を加えるのであれば改善のところは個別給付による拠点コーディネーターの確保を進めるとかなんかそれを追記していただいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

■事務局

基幹相談支援担当の田中です。ご意見ありがとうございました。コーディネーターの加算含め今のところはそちらにない状況ではあるんですが、今後また追記していただければと思います。ありがとうございます。

■ 曾根会長

お願いします。重点施策と障害者(児)福祉課計画が残っておりますがどうでしょうか。では基本目標6をお願いできますでしょうか。

■ 事務局

目標6についての説明です。すべて○の評価となっております。はい、以上となります。質問については2ついただいているんですけども、事業番号117番なんですけど、こちら表記の件で実施内容の表現にとどまっているところなので、こちらほかの事業と同様に訂正をいたします。もう一つの質問が131番のところ改善計画に前年度より下回った予定数を記載したのみであり、備考欄の表記を改善計画欄に記載すべきではというところでこちら訂正をしております。以上となります。

■ 吉岡委員

時間ない中で申し訳ございません。多摩府中保健所の吉岡と申します。質問が125番でございまして、医療的ケア児のコーディネーター配置ということで、評価については特に異論はございません。ちょっと質問で確認させていただきたいのが、府中市の中で、どこの機関にこのコーディネーターさんが配置されているのかと実際どんな相談を受けられているのかというところ、ちょっと教えていただければと思います。保健所でも、現地の地域支援といったところで、あの退院時からの支援といったところをもし一緒に動ければと思っております。

■ 曾根会長

事務局からお願いします。

■ 事務局

医療的ケア児のコーディネーターに関してなんですけども地域生活支援センターでしたり計画相談支援事業者の皆様、庁内の方に市の職員でコーディネーターを担っておるものが数名いるというような状況で

ございます。主な役割なんですけれども医療的ケア児の方が保育園に通われないというニーズがあった時に保育園支援課と庁内で連携させていただいたり入院から退院後のサービスの利用調整とか訪問看護さんの利用調整とか各種サービスのマネジメントが必要な場合に医療的コーディネーターの方が中心になって、調整をさせていただくという活動をさせていただいております。

■吉岡委員

ありがとうございます。

■曾根会長

では他によろしいでしょうか。積み残しがかなりありますけど。

■事務局

お時間になってしまったというところなんですけれども今年度のスケジュールとして進行管理を次に持っていくということがちょっと難しい関係で今回最後までご説明ができなかった重点施策とあと障害福祉計画に関しては後日、皆様から質問内容をメールで受け付けて、その回答を次回までにあの回答表としてするっていう形にさせていただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

■曾根会長

よろしいでしょうか。では書面でご提出いただくということで。

■事務局

その他について連絡事項になります。今年度の協議会は本日含めて全5回を予定しております。次回の協議会については、8月8日金曜日午後を予定しております。なお、事前に会場と日程をお伝えをしているんですけれども、2回目の会場が第二庁舎とお伝えしておりましたが、おもやでの会議室で開催ができることになりました。お時間とのご連絡は後日皆様にメールと、あと開催通知でご連絡いたしますので、そちらを確認して会場間違えないようにお越しいただけたらと思っております。また最後に。次回について、次回からアンケート調査項目の検討というところに入ります。本日資料を配布をしておりますが、アンケート案が机上にあるかと思えます。こちらについて事前にご確認をいただきまして、ご意見ある場合には事前にいただけたらと

思っておりますので、また質問シートに記載をいただき、ご提出いただければと思っております。回答にあたってのシートなどは改めてメール等でお送りいたしますので、ご確認いただけたらと思っております。事務局からは以上になります。

■ 曾根会長

はい、ありがとうございました。

■ 恩田委員

お願いですけれども今回のような慣れないからこうしたんですけれども、この検討してくださいっていただいて、回答するまでの時間がちょっと短すぎてちょっと厳しかったです。それからちっちゃい字のところはちょっとこう拡大したものを欲しいかなということがあってまあ、次回以降もしよければ最低あと1週間ぐらいプラスしていただけたら嬉しいかなというふうに思います。すみません。

■ 曾根会長

これは電子媒体で送付していますよね。

■ 事務局

はい。

■ 恩田委員

紙の方も。

■ 曾根会長

はい、では以上で終了です。皆さまお疲れさまでした。